

○年○月○日

総合体育館改修工事に関する設計協力協定書（案）

総合体育館改修工事（以下「本工事」という。）に関して、町田市（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇（以下「設計者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は本工事において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術提案を受けた設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（実施設計における技術協力等）

第3条 優先交渉権者は、本協定の目的を達成するため、本プロポーザル時において優先交渉権者から提案され発注者により採用された技術提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において優先交渉権者から提案され発注者により採用された技術提案だけでなく、実施設計段階における優先交渉権者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

（秘密保持）

第4条 発注者、設計者及び優先交渉権者は、本協定に関連して知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又はそれぞれの承諾なしに第三者に開示してはならない。

（三者協議会）

第5条 第2条に規定する調整は、総合体育館改修工事基本・実施設計業務委託に伴う技術協力業務協議会（以下「三者協議会」という。）において行う。

2 三者協議会は、設計時に優先交渉権者から提案される技術提案及び施工実施方針の採否の検討及び調整を行うものとする。

(有効期限)

第 6 条 本協定は、本協定の締結の日から発注者及び設計者が別に締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

(その他)

第 7 条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 3 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者

(所在地) 町田市森野二丁目 2 番 2 2 号

(名 称) 町田市

(代表者) 町田市長 稲垣 康治 印

設計者

(所在地)

(名 称)

(代表者)

優先交渉権者

(所在地)

(名 称)

(代表者)